

平成31（2019）年4月採用 佐伯市教育委員会臨時・嘱託職員募集要項

佐伯市教育委員会において業務補助等を行う臨時・嘱託職員を選考するため、採用試験を実施します。

1 募集内容

| 職 種 | 予定人員 | 予定勤務場所 | 職務内容 |
|------------------|-------|-----------------------|---------------------------|
| 学校主事 | 30人程度 | 市内小中学校 | 学校事務補助全般 |
| 外国語指導助手 | 5人程度 | 市内小中学校 | 別紙（1）参照 |
| 特別支援教育支援員 | 35人程度 | 市内小中学校、幼稚園 | 児童生徒への補助的支援業務 |
| 学校図書館支援員 | 10人程度 | 市内小中学校 | 学校図書の整備補助業務 |
| スクールサポート スタッフ | 若干名 | 市内小中学校 | 教員の事務作業補助等 |
| 幼稚園講師 | 10人程度 | 市内幼稚園 | 幼稚園教育業務全般 |
| 教育サポーター | 若干名 | 市内幼稚園 | 幼稚園教育業務補助全般 |
| 保育指導員A | 若干名 | 渡町台・鶴岡・よのうづ 幼稚園 | 幼稚園預かり保育業務全般 |
| 保育指導員B | 若干名 | 渡町台・鶴岡・よのうづ 幼稚園 | 幼稚園預かり保育業務補助全般 |
| 学校栄養職員 | 若干名 | 佐伯東小学校、本匠学校 給食センター | 学校給食献立の作成、食材の発注、給食会計の管理等 |
| 一般事務補助 | 10人程度 | 振興局管内地区公民館、 文化施設等 | 公民館・文化施設運営補助、一 般事務補助全般 |
| 地区公民館長A | 若干名 | 別紙（2）参照 | 別紙（2）参照 |
| 地区公民館長B | 若干名 | | |
| 埋蔵文化財発掘調査員 | 若干名 | 社会教育課 | 埋蔵文化財発掘調査業務全般 |
| 体育施設管理業務員 | 若干名 | 別紙（3）参照 | 別紙（3）参照 |

2 勤務条件等 ※別紙「勤務条件」を参照のこと。

- ・ 1日あたりの勤務時間及び賃金又は報酬

| 職 種 | 1日あたりの勤務時間 | 臨時職員 | 嘱託職員 (月17日勤務) |
|------------------|-----------------|------------|------------------|
| 学校主事 | 7時間15分 | 日給 6,800円 | |
| 外国語指導助手 | 7時間15分 | 日給 14,500円 | |
| 特別支援教育支援員 | 7時間15分 | 日給 7,200円 | |
| 学校図書館支援員 | 7時間15分 | 日給 6,800円 | |
| スクールサポート スタッフ | 6時間 ※年200日勤務 | 日給 5,400円 | |

| | | | |
|--------------------|-------------------|----------|------------|
| 幼稚園講師 | 7時間15分 | 日給8,700円 | |
| 教育サポーター | 7時間15分 | 日給6,800円 | |
| 保育指導員A | 7時間15分 | 日給8,700円 | |
| 保育指導員B | 4時間 | 日給3,700円 | |
| 学校栄養職員 | 7時間15分 | 日給8,400円 | |
| 一般事務補助 (国木田独歩館) | 7時間45分 ※月17日勤務 | 日給7,200円 | |
| 一般事務補助 (その他施設) | 6時間45分 | 日給6,300円 | |
| 地区公民館長A・B | 7時間45分 | | 月給139,000円 |
| 埋蔵文化財発掘調査員 | 7時間45分 | | 月給218,000円 |
| 体育施設管理業務員 | 7時間45分 | | 月給134,000円 |

- ・任用予定期間 【臨時職員】平成31(2019)年4月1日～平成31(2019)年9月30日の6か月間ですが、期間満了時に更新した場合平成32年(2020)年3月31日までの勤務となります。(最大1年間)
【嘱託職員】平成31(2019)年4月1日～平成32年(2020)年3月31日の1年間です。更新はありません。
- ・支給する手当 通勤距離が2km以上となる場合は、通勤手当を支給します。
- ・休暇制度 勤務形態に応じ、年次有給休暇等が取得できます。
- ・社会保険 勤務形態に応じ、健康保険・厚生年金保険・雇用保険に加入します。
- ・その他 勤務地の希望は申込書にて記入していただけますが、必ずしも希望する勤務地に配属されるとは限りません。

3 受験資格

以下の職種については、資格等の要件があります。

- ・幼稚園講師及び保育指導員Aは幼稚園教諭一種又は二種免許状、学校栄養職員は栄養士免許を有する者(見込みの者を含む)であること。
- ・外国語指導助手については、別紙(1)を参照のこと。
- ・特別支援教育支援員は、保育士資格又は教員免許等を有する者であることが望ましい。
- ・学校図書館支援員は、普通自動車運転免許を有する者であること。また、図書司書資格を有する者であることが望ましい。
- ・埋蔵文化財発掘調査員は、大学にて考古学又は文化財学を専攻した者であること。

次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ・成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・佐伯市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 申込方法

- ・「臨時・嘱託職員採用試験申込書兼登録申込書」に必要事項を記入し（写真貼付）、郵送又は直接申し込んでください。郵送の場合は、必ず簡易書留で、封筒に「臨時・嘱託職員申込」と明記してください。幼稚園講師、保育指導員A及び学校栄養職員を希望する者（学校図書館支援員、特別支援教育支援員希望者で該当の資格・免許を有する者）は、資格証明書や免許状の写しを添付してください。
- ・一般事務補助希望者のうち、「国木田独歩館」を希望する方は申込書の申告欄に記入してください。

※佐伯市臨時職員の採用試験と同じ日時を実施しますので、重複して申し込むことのないようご注意ください。

受付期間 平成30年12月3日（月）～平成30年12月14日（金）
・郵送の場合 当日必着
・直接申込みの場合 受付時間：8時30分～17時
土曜日、日曜日及び祝日の閉庁日は、受付できません。

申込先 〒876-0853 佐伯市中村東町6番9号
佐伯市教育委員会 教育総務課総務企画係

5 採用試験

【日時】平成31年1月20日（日） 外国語指導助手、特別支援教育支援員、学校図書館支援員、幼稚園講師、保育指導員A、学校栄養職員

平成31年1月27日（日） 学校主事、スクールサポートスタッフ、教育サポーター、保育指導員B、一般事務補助、地区公民館長A・B、埋蔵文化財発掘調査員、体育施設管理業務員

※申込者の人数により、試験日が変更となる場合があります。

【場所】佐伯市中村東町6番9号 佐伯教育市民ホール「まな美」

【内容】面接試験

※時間等の詳細については、受付期間終了後、受験者あて受験文書を郵送します。

6 問い合わせ先

佐伯市教育委員会 教育総務課総務企画係（電話 22-4070）

7 その他

- (1) 申込書等に虚偽の記載が判明した場合、また任用日より前に非違行為を行ったことが判明した場合は任用しないことがあります。
- (2) 臨時職員については、地方公務員法の規定により任用期間中は地方公務員としての義務が課せられるため、他のアルバイト等との兼業はできません。

※添付書類・記載内容に不備がある場合には、受験できない場合があります。

別 紙

(1) 外国語指導助手 職務内容及び受験資格

| 職務内容 | 受験資格 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校における外国語授業の補助 ・ 中学校における外国語授業の補助 ・ 国際理解教育の一環として取り組む学習活動の補助 ・ 外国語教材作成の補助及び外国語能力コンテスト等への協力 ・ 外国語教員に対する研修の補助 ・ 特別活動及び課外活動への協力 ・ 地域における国際交流活動への協力 ・ その他必要と認める職務 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 英語を母国語とする国の出身である者 ・ 佐伯市で職務に従事し、生活適応する能力を有する者 ・ 出入国管理及び難民認定法第2条の2に定める在留資格をもって在留することに同意する者 ・ 積極的に子どもたちとともに活動することに意欲がある者 ・ 語学教師としての資格を有する者又は語学教育に熱意がある者 ・ 大学の学士号取得者、もしくはそれと同等以上の学力を有すると認められる者（任用期間までに学士号取得見込の者を含む） ・ 日本語の実用的能力を有する者 ・ 普通自動車以上の運転免許証を有する者 |

(2) 地区公民館長A・B 勤務場所及び職務内容

| 職 種 | 勤務場所 | 職務内容 |
|---------|--|---|
| 地区公民館長A | 以下の旧佐伯市管内の地区公民館 <ul style="list-style-type: none"> ・ 佐伯地区公民館 ・ 鶴岡地区公民館 ・ 八幡地区公民館 ・ 下堅田地区公民館 ・ 木立地区公民館 ・ 青山地区公民館 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 公民館長の職務全般に関すること （公民館の整理、運営、貸出、公民館報作成等） ・ 学習機会の提供に関すること ・ 芸術・文化の振興に関すること ・ 地域との連携に関すること （自治会・社会福祉協議会・体育協会等） ・ グラウンド使用及び夜間照明施設の使用に関すること |
| 地区公民館長B | 以下の振興局管内の地区公民館 <ul style="list-style-type: none"> ・ 宇目地区公民館 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 公民館長の職務全般に関すること （公民館の整理、運営、貸出、公民館報作成等） ・ 学習機会の提供に関すること ・ 芸術・文化の振興に関すること ・ 地域との連携に関すること ・ グラウンド使用及び夜間照明施設の使用に関すること |

(3) 体育施設管理業務員 職務内容

| 勤務場所 | 職務内容 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 直川B & G海洋センター ・ 蒲江B & G海洋センター | <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設管理、環境整備に関すること ・ 受付、事務補助に関すること ・ 社会体育振興の事務補助に関すること |